

京都府危機管理調整会議

(韓国及び日本国内における高病原性鳥インフルエンザ)

日時：平成28年11月22日（火）

午前 11：00～

場所：京都府職員福利厚生センター
3階第1会議室

次 第

1 高病原性鳥インフルエンザの発生状況について

(1) 韓国における発生状況について

(2) 国内の野鳥における発生状況について

2 京都府の対応について

(1) 家きんへの対応について

(2) 野鳥への対応について

3 各部局の役割分担について

4 その他

資料 1

韓国における発生状況について

重要

事務連絡
平成28年11月17日

都道府県家畜衛生主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

韓国の家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑い事例について

昨日16日、韓国家畜衛生当局が、同国全羅南道海南郡の採卵鶏飼養農場（飼養羽数約4万羽）で、高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が確認された旨発表を行ったところです。

当地報道によれば、この疑い事例では、死亡羽数は約2千羽とされています。また、この疑い事例のほか、同国忠清北道陰城郡のあひる飼養農場（飼養羽数約1万羽）でも、死亡羽数の増加により当局あて通報があり、検査が予定されている旨の報道もあります。

上記については、より正確で詳細な情報が分かり次第、引き続き情報提供していく予定ですが、発表のあった疑い事例は韓国の南部に位置し、我が国とも距離的に近いことも踏まえ、今月11日の当方事務連絡のフォローアップとして、畜産関係者への情報提供、指導の強化（特に、飼養家きんの異状の早期発見・通報）をお願いします。

韓国における高病原性鳥インフルエンザの状況 (2016年11月以降)



● : 家きんでの事例
★ : 野鳥での事例

※ 日付は申告日
※ 出典: 韓国農林畜産食品部、現地報道

○ 過去の発生事例 近年の高病原性鳥インフルエンザの発生とその対応

<平成16年の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 1月 山口県(1農場 約3万羽)
- 2月 大分県(1農場 14羽)
- 2~3月 京都府(2農場 約24万羽)

- ・我が国で79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生
- ・家畜伝染病予防法の改正と特定家畜伝染病防疫指針の策定
- ・「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ
- ・家畜防疫互助基金の造成、経営維持資金の融通
- ・緊急ワクチンの備蓄

※野鳥における発生
平成20年 全3県
平成22~23年 全16県
(他3県における動物園等の飼育鳥からウイルスを確認)
平成26年 全5県

<平成17年の発生> H5N2亜型(低病原性)

- 6月~翌1月 茨城県・埼玉県(41農場 約578万羽)

- ・平成18年4月までに殺処分を終了
- ・低病原性であることを踏まえ、一定の条件を満たす農場に監視プログラムを適用
- ・平成18年12月、防疫指針に、低病原性の発生時の防疫措置を追加

<平成21年の発生> H7N6亜型(低病原性)

- 2~3月 愛知県(7農場(うずら) 約160万羽)

- ※平成21年5月11日、全ての移動制限解除
- ・全国全てのうずら農場等について立入検査を行い、陰性を確認
- ・家畜防疫互助基金の対象家畜に、平成21年度からうずらを追加

<平成22年の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 11月~翌3月 全9県(24農場 約183万羽)

※発生状況、対応の詳細については次頁参照

<平成26年の発生> H5N8亜型(高病原性)

- 4月 熊本県(1農場 約5万羽)

(関連1農場 約5万羽も同様の措置)

※平成26年5月8日、移動制限解除

- 12月~翌1月 宮崎県(2農場 計約5万羽)、山口県(1農場 約3万羽)

※宮崎県1件目:平成27年1月7日、2件目:平成27年1月14日、移動制限解除

※山口県:平成27年1月23日、移動制限解除

- 翌1月 岡山県(1農場 約20万羽)

佐賀県(1農場 約5万羽。関連1農場 約3万羽も同様の措置)

※岡山県:平成27年2月14日、佐賀県:平成27年2月11日、移動制限区域解除

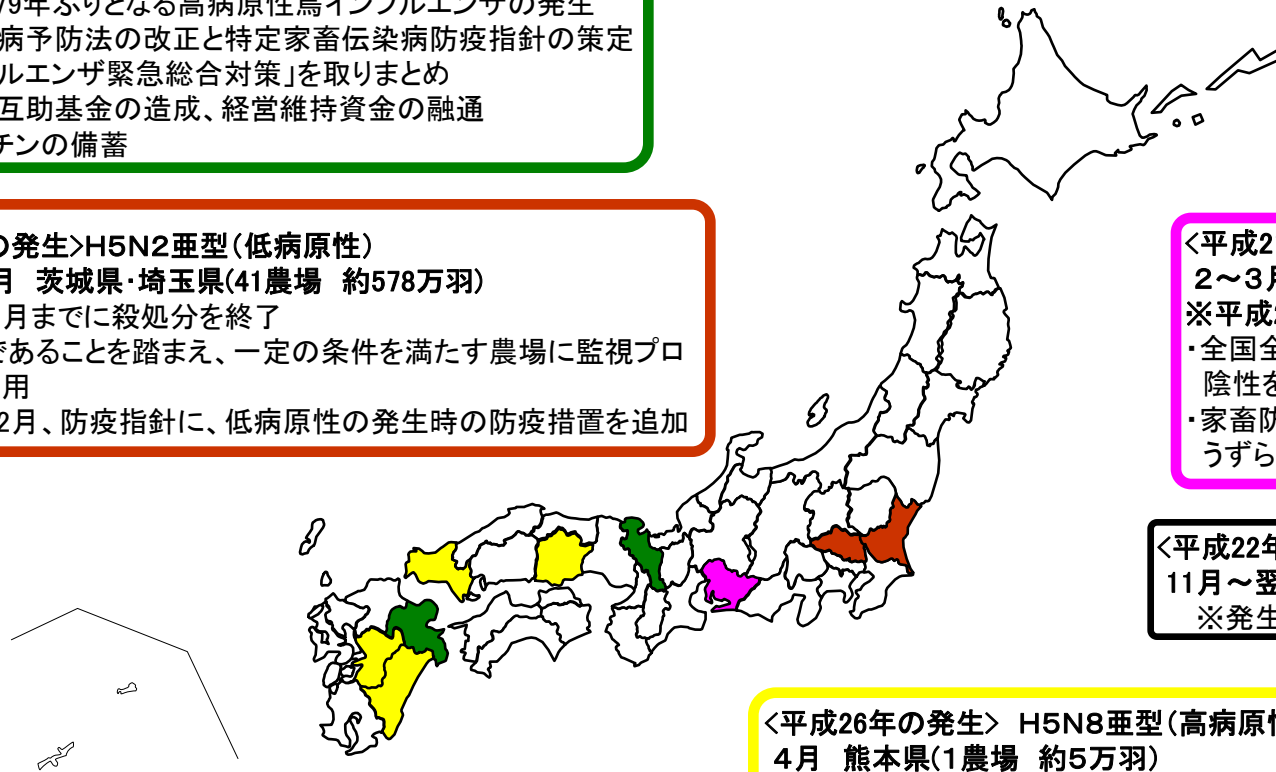
- ・防疫指針に基づく迅速な防疫措置を実施

<平成19年の発生> H5N1亜型(高病原性)

- 1月 宮崎県(2農場 約7万羽)、岡山県(1農場 約1万羽)
- 2月 宮崎県(1農場 約9万羽)

※平成19年3月1日、移動制限解除

- ・平成20年2月、防疫指針を変更(食鳥処理場等の例外措置等)
- ・養鶏農場への立入検査、衛生管理テキストの作成・普及
- ・モニタリングの強化及び早期発見・早期通報の徹底の通知



平成22年度における高病原性鳥インフルエンザの確認状況

- : 家きん
- : 家きん以外
- : 野鳥

<平成22年>
 12月 富山県高岡市 (動物園のコブハクチョウ)
 <平成23年>
 2月 兵庫県加東市 (公園のコブハクチョウ)
 山口県宇部市 (公園のコクチョウ)

**野鳥での確認事例
全16県**

<平成22年>
 10月 北海道稚内市(カモの糞)
 12月 鳥取県米子市(コハクチョウ)
 鹿児島県出水市(ナベヅル)

<平成23年>
 1月 北海道浜中町(オオハクチョウ等)
 福島県郡山市(キンクロハジロ)
 兵庫県伊丹市(ホシハジロ・カイツブリ)
 鳥取県米子市(ユリカモメ・キンクロハジロ)
 島根県松江市(キンクロハジロ)
 高知県仁淀川町(オシドリ)

2月 北海道浜中町(オオハクチョウ)
 福島県福島市(コハクチョウ)
 栃木県宇都宮市(ハヤブサ)
 愛知県春日井市(ハヤブサ)
 京都府精華町(ハヤブサ)
 兵庫県西宮市(カンムリカイツブリ)
 鳥取県大山町(キンクロハジロ)
 米子市(ホシハジロ、ハヤブサ)
 島根県松江市(キンクロハジロ・ホシハジロ)
 山口県宇部市(キンクロハジロ)
 徳島県那賀町(フクロウ)
 長崎県長崎市(オシドリ)
 諫早市(ハヤブサ)

大分県中津町(オシドリ)
 大分市(オシドリ、アオサギ)
 宮崎県諸塚村(カイツブリ)
 日南市(オシドリ)
 延岡市(ハヤブサ、オシドリ)
 宮崎市(ハヤブサ、オシドリ)
 鹿児島県出水市(ナベヅル)

3月 青森県三沢市(ハヤブサ)
 栃木県塩谷町(オオタカ)
 島根県松江市(キンクロハジロ)

<平成23年>
 3月 千葉県千葉市 (2例)
 (2農場 約97,000羽)

<平成22年>
 11月 島根県安来市
 (1農場 約2万羽)

<平成23年>
 <<大分県>>
 2月 大分市
 (1農場 約1万羽)

<<宮崎県>>
 1月 宮崎市(佐土原町)、
 新富町、都農町、川南町、
 延岡市(北川町)、
 高鍋町、宮崎市(高岡町)
 2月 高千穂町、都農町、
 門川町、宮崎市(高岡町)、
 延岡市(北浦町)
 3月 門川町
 (13農場 約102万羽)

<<鹿児島県>>
 1月 出水市
 (1農場 約8,600羽)

**家きんでの発生事例
全9県 24農場 約183万羽**

<平成23年>
 <<奈良県>>
 2月 奈良県五條市
 (1農場 約10万羽)

<<和歌山県>>
 2月 紀の川市
 (1農場 約12万羽)

<平成23年>
 <<愛知県>>
 1月 豊橋市
 2月 新城市
 (2農場 約17万羽)

<<三重県>>
 2月 紀宝町
 南伊勢町
 (2農場 約31万羽)

※ 現在、性状を検査して判明しているものについては、全てH5N1亜型(強毒)である。

資料 2

国内の野鳥における発生状況 について

事 務 連 絡
平成 28 年 11 月 21 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

国内での高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）の確認
に伴う野鳥サーベイランスの対応レベルの引き上げについて

本日、秋田県の飼育下死亡鳥および鳥取県の野鳥糞便において、高病原性の鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されました。

11 月 18 日の鹿児島県出水市での発生も踏まえ、国内複数箇所での発生となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（以下マニュアル）に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル 3」に引き上げます。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 東岡、根上、高橋
電話 03(5521)8285

報道各社御中 ← 環境省広報室

鳥取県の水鳥糞便（2例目）における高病原性鳥インフルエンザ陽性、
秋田県および鳥取県の緊急調査チームの派遣について
(H28.11.21)

現時点での検査状況等について、以下のとおりお知らせします。

番号	都道府県	場所	種名	回収日	簡易検査	遺伝子検査	確定検査	監視重点区域指定状況
1	北海道	標津郡中標津町	オオハクチョウ	11/7回収	陰性	11/14陽性	11/21 鳥インフルエンザウイルス（H6N2亜型）と判明 *高病原性ではない	11/14 指定 11/21 12時解除
2	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/15死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
3	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡	陽性	実施しない	11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/15 指定
4	鹿児島県	出水市	環境試料（ねぐらの水）	11/14採取			11/18 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/18 指定
5	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/18	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
6	鹿児島県	出水市	ナベツル	11/19	陰性	11/19陽性	確定検査機関で検査中	11/19 指定
7	鳥取県	鳥取市	コガモ糞便	11/15採取			11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明	11/21 指定
8	<u>鳥取県</u>	<u>鳥取市</u>	<u>マガモ糞便</u>	<u>11/6採取</u>			<u>11/21 高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6亜型）と判明</u>	<u>11/21 指定</u>
9	秋田県	秋田市	コクチョウ	11/17死亡(殺処分)	陰性	11/21陽性	確定検査機関で検査中	11/15 指定

(太枠内下線が今回の情報です。)

【案件 No.2、3について】

- ・ 野鳥緊急調査チームを11月22日（火）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、飼育施設における採水等を実施します。

【案件 No.7について】

- ・ 鳥取県鳥取市の事例については、野鳥緊急調査チームを11月23日（水）～25日（金）現地に派遣し、鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施します。

【案件 No.8について】

- 11月21日、京都産業大学から、大学の独自調査により、鳥取県鳥取市において11月6日に採取したオナガガモ糞便から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出された旨報告がありました。
- 採取場所は No.7 と同一のため、すでに11月21日より周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。

【案件 No.9について】

- 11月17日、秋田県秋田市の動物園において殺処分した飼育下のコクチョウ1羽でA型鳥インフルエンザウイルスの遺伝子検査を実施したところ、21日に陽性反応が出ました。この個体は、11月15日、17日に同所で死亡し21日に確定検査において陽性反応が出た個体（No.2、3）と同じ施設で飼育されていたものです。
 - 高病原性鳥インフルエンザの確定検査は北海道大学で実施予定です。確定検査には1週間程度かかります。検査の結果、陰性となる可能性もあります。
 - 11月15日より死体確認地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化しています。
- ※ 現時点では、遺伝子検査により陽性が確認されたものであり、病性は未確定、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたわけではありません。
- 今後、同施設で飼育されていた個体の結果については、同一施設での発生事例であること、また現地において野鳥の監視を実施していることから、今後(21日以降)は確定検査において高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認した場合のみ発表することとします。
- ※ 新たな地域との調整は、従来どおり、死亡野鳥等については、簡易検査、遺伝子検査陽性の段階で発表します。

なお、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、国内複数箇所発生時の「対応レベル3」にすでに引き上げております。

【参考：No. 2、3および9の案件】

1 主な経緯等

(1) 死亡鳥の確認地点

秋田県秋田市

(2) 経緯

- 飼育下のコクチョウの死亡を確認（1例目11月15日および2例目17日）。
- 飼育施設において1例目15日、2例目17日に簡易検査を実施したところ、A型インフルエンザウイルスの陽性反応が出たと報告があった。
- 15日、確認地点の周辺10 km圏内を野鳥監視重点区域に指定。
- 21日（月）、北海道大学での確定検査の結果、2例とも高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）と判明。
- 17日に殺処分した個体（3例目）について、15日に簡易検査を実施したところ陰性であったが、遺伝子検査機関で検査を行ったところ、21日に陽性反応が出たと報告があった。北海道大学で確定検査を実施予定。

2 今後の対応

- (1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。

(2) 都道府県宛に、動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応強化通知を本日午後に発出予定。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

① 日 程 11月22日(火)～25日(金)

② 人 数 野鳥等調査の専門業者および専門家4名程度
東北地方環境事務所が同行予定

③ 主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無、飼育施設における採水、現地指導等)

④ 現地取材 場所：秋田県秋田市飯島古道下川端
時間：11月22日 13:30～

④ 調査結果速報 25日(金)発表予定

⑤ 調査に関する問合せ先は、東北地方環境事務所野生生物(022-722-2786)までお問い合わせください。

⑦ 取材される場合の留意点

- 取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。
- 調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないよう、ご協力をお願いします。

【参考：No.7、8の案件】

1 主な経緯等

(1) 糞便の採取地点

鳥取県鳥取市

(2) 経緯

- ・ No.8について、11月21日、京都産業大学より、鳥取県鳥取市において、大学で独自に行っている渡り鳥糞便調査(11月6日に採取)により、オナガガモ糞便1検体から確定検査で高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6 亜型)が検出された旨報告があった。
- ・ No.7の事例により、すでに21日に糞便採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定している。

2 今後の対応

(1) 野鳥監視重点区域において、野鳥の監視を一層強化。

(2) 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html に掲載) に準じて適切に対応。

3 野鳥緊急調査チームの派遣概要については以下のとおり。

① 日 程 11月23日(水)～25日(金)

② 人 数 野鳥等調査の専門業者2名程度
中国四国地方環境事務所及び鳥取県職員が同行予定

③ 主な調査内容 現地状況把握(鳥類の生息状況調査、死亡野鳥調査、異常個体の有無)、現地指導等

現地取材 場所：鳥取県鳥取市金沢 湖山池公園休養ゾーン(福井駐車場)

時間：11月23日14:00

④調査結果速報 25日（金）発表予定

⑤調査に関する問合せ先は、中国四国地方環境事務所野生生物課（086-223-1561 又は 090-7353-3080）

⑥ 取材される場合の留意点

- 取材される際には、現場係員の指示に従ってください。また、家畜伝染病防疫上の観点から養鶏場への取材については、厳に慎むようお願いいたします。
- 調査日程については作業の進捗状況に合わせて刻々と変動すること、また、ウイルス拡散を防止する観点から、取材については上記場所の付近のみとさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
- 生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いいたします。

【留意事項】

- ・ 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いいたします。
- ・ 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf)に十分留意されるようお願いいたします。

【取材について】

- ・ 現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

※ 環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。 (http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/)

平成28年11月21日（月）

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

直 通：03-5521-8285

代 表：03-3581-3351

企 画 官：東岡 礼治（内線6475）

鳥獣専門官：根上 泰子（内線6676）

（秋田の案件について）

自然環境局総務課動物愛護管理室

直 通：03-5521-8331

代 表：03-3581-3351

室 長：則久 雅司（内線6651）

室長補佐：徳田 裕之（内線6652）

資料 3

京都府の対応について (家きん)

家きん飼養農場への対応等

1 現在までの対応状況

(1) 家きん飼養者への情報提供及び注意喚起等

- ① 北海道・韓国野鳥検出 (11/15) 100羽以上飼養農場(79戸)へ情報提供
- ② 韓国発生疑い (11/17) 全家きん飼養者(569戸)へ情報提供
- ③ 韓国確定・鹿児島野鳥ねぐら検出(11/18) 全家きん飼養者へ情報提供
- ④ 秋田・鳥取野鳥検出 (11/21) 全家きん飼養者へ情報提供

(2) 家きん飼養者への巡回指導

- ① 韓国疑い事例を受け100羽以上家きん飼養農場79戸へ緊急巡回(11/17~11/22)
→11月21日現在 72戸終了し、異常なし
- ② 1,000羽以上家きん飼養農場58戸への継続的な巡回指導(通年4回/年以上)
- ③ 1,000羽未満家きん飼養者511戸への巡回指導・情報提供(8月~11月1回/年以上)

(3) 防疫資材の確認等

- ① 備蓄防疫資材の確認・消毒用動力噴霧器動作確認等(11/11 各家畜保健衛生所)
- ② 備蓄防疫資材搬出訓練(11/16 畜産センター)

(4) ウイルス監視体制

- ① モニタリング検査: 月1回1,000羽以上農場12戸(抗体・ウイルス分離検査)
- ② サーベイランス検査: 年4回1,000羽以上46戸(抗体検査)
- ※ 11月21日現在 延べ208戸2,080羽の陰性を確認

(5) 防疫演習等の実施

- ① スターターチーム研修会(6/2、8/31) ② 関係機関情報伝達訓練(10/3)
- ③ 農場殺処分訓練(10/5) ④ 地域総合訓練(10/20) ⑤ 机上防疫訓練(10/26)等

2 今後の対応

(1) 現在までの対応を継続し、警戒態勢を維持

(2) 府内において野鳥での検出があった場合

- ① 府内全家きん飼養者へ情報提供
(100羽以上飼養農場へは電話連絡・異常なし確認)
- ② 検出場所から半径3km以内の家きん飼養農場(100羽以上)へ即時立入、異常の有無を確認

資料 4

京都府の対応について (野鳥)

野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応マニュアル〈京都府〉

このマニュアルは、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（平成23年9月5日付け環境省自然環境局長通知）」に沿って、府内に飛来及び生息する野鳥における高病原性鳥インフルエンザ（以下「鳥インフルエンザ」という。）ウイルスの府内への侵入を監視することにより、鳥インフルエンザの家きんや人への感染予防及び感染拡大防止並びに希少鳥類・個体群の保全及び生物多様性の保全を図ることを目的とする。

I 概要

1 趣旨

府は環境省から野鳥における高病原性鳥インフルエンザの対応レベル（表1）について通知があった場合、市町村等の協力を得て、対応レベルに応じた野鳥サーベイランスを行い（表2）、高病原性鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入の早期発見、感染範囲の把握、野鳥の防疫対策を推進するとともに、調査結果に基づき正しい情報を府民に提供していくことにより社会的不安の解消を図る。

表1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	全 国	発生地周辺 (発生地から半径10km以内を基本)
通 常 時		対応レベル1	— ※ただし、死亡野鳥の簡易検査等で陽性が判明した際は「野鳥監視重点区域」に指定
国内発生時（単発時）		対応レベル2	野鳥監視重点区域 に指定
国内複数箇所発生時		対応レベル3	
近隣国発生時等		対応レベル2又は3	必要に応じて 野鳥監視重点区域 を指定

ここでの「発生」とは、糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む

2 調査実施対応基準

表2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種	
対応レベル1	情報収集、日常監視	1羽以上	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月、12月、2月、4月の各15日以降に調査箇所1地点で水鳥の糞便を採取し、遺伝子検査機関でウイルス保有状況を調査
対応レベル2	監視強化（巡視調査）	1羽以上	1羽以上	10羽以上	10羽以上	
対応レベル3	監視強化（巡視調査）	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上	
野鳥監視重点区域	発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

※死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（複数羽の場合は大量死あるいは連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合に実施する。ただし、原因が他の要因であることが明瞭なものや腐敗して試料採取が不可能なものは除く。

表3 リスク種

リスク種 1 (18種)			
カモ目カモ科 <u>シジュウカラガン</u> (※) マガン ヒシクイ コブハクチョウ(外来鳥) オオハクチョウ コハクチョウ オシドリ キンクロハジロ	タカ目タカ科 <u>オジロワシ</u> <u>オオワシ</u> <u>オオタカ</u> ハイタカ ノスリ サシバ <u>クマタカ</u> チュウヒ	タカ目ハヤブサ科 <u>ハヤブサ</u> チョウゲンボウ	重度の神経症状が観察された水鳥類 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていらなくなるような状態
リスク種 2 (17種)			
カイツブリ目カイツブリ科 カイツブリ ハジロカイツブリ カンムリカイツブリ	カモ目カモ科 マガモ オナガガモ トモエガモ ホシハジロ スズガモ	ツル目ツル科 <u>タンチョウ</u> ナベヅル マナヅル ツル目クイナ科 パン オオパン	チドリ目カモメ科 ユリカモメ フクロウ目フクロウ科 <u>ワシミミズク</u> (※) コノハズク フクロウ
リスク種 3			
カツオドリ目ウ科 カワウ ペリカン目サギ科 (全種) サンカノゴイ、ヨシゴイ、オオヨシゴイ、ミゾゴイ、ゴイサギ、ササゴイ、アカガシラサギ、アマサギ、ダイサギ、チュウサギ、コサギ、カラシラサギ、クロサギ、アオサギ、ムラサキサギ	カモ目カモ科 (リスク種1, 2以外の全種) コクガン、サカツラガン、アカツクシガモ、ツクシガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、オカヨシガモ、ヒドリガモ、アメリカヒドリ、シマアジ、ハシビロガモ、オオホシハジロ、アカハジロ、クロガモ、ビロードキンクロ、シノリガモ、ホオジロガモ、ミコアイサ、ウミアイサ、カワアイサ	チドリ目カモメ科 (リスク種1, 2以外の全種) アメリカズグロカモメ、セグロカモメ、オオセグロカモメ、ワシカモメ、シロカモメ、カモメ、ウミネコ、ミツユビカモメ、ハジロクロハラアジサシ、アジサシ、セグロアジサシ、 <u>コアジサシ</u>	タカ目 (リスク種1, 2以外の全種) ミサゴ、ハチクマ、トビ、アカハラダカ、ツミ、ケアシノスリ、イヌワシ、ハイイロチュウヒ、チゴハヤブサ、コチョウゲンボウ フクロウ目 (リスク種1, 2以外の全種) トラフズク、コミミズク、オオコノハズク、アオバズク
その他の種			
リスク種1～3以外の鳥類すべて			

- (注)・リスク種1, 2の(※)は、府内では見られない野鳥(京都府自然環境目録2002未掲載種)
 ・リスク種3の目・科名全種とあるものは、府内で見られる種(京都府自然環境目録2002掲載種)のみ掲載
 ・一重下線は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の国内希少野生動物種、二重下線は府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例の指定希少野生生物(オオタカは両方)

II 野鳥サーベイランス

鳥インフルエンザウイルスの府内への侵入を早期発見し、感染状況を把握するため、府は国、市町村、地域住民、獣医療機関、狩猟団体、野鳥保護団体など関係機関と連携して、鳥類生息状況等調査、死亡野鳥等調査、糞便採取調査などの野鳥サーベイランスを行う。

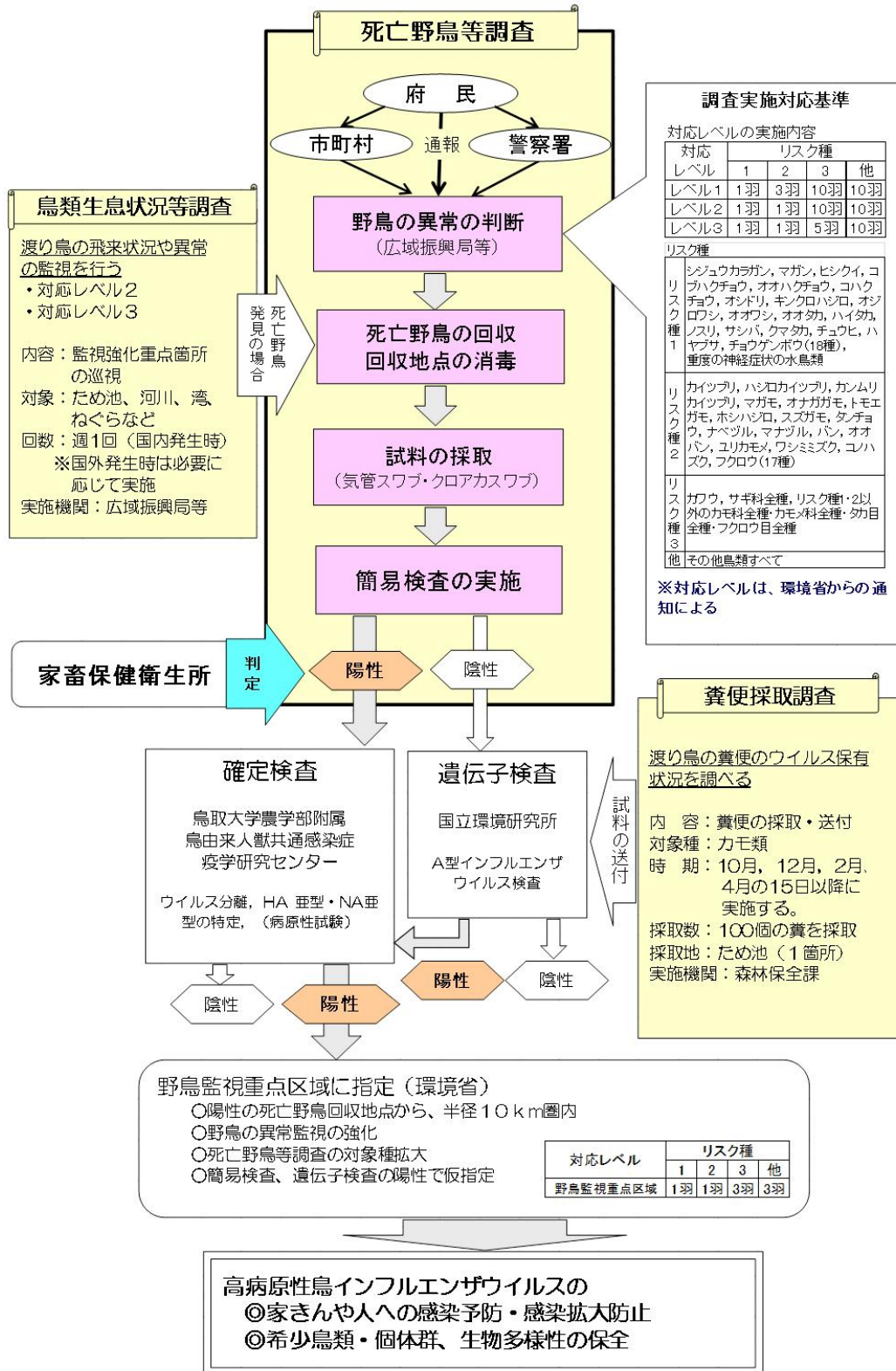


図1 高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥サーベイランスの流れ

1 鳥類生息状況等調査

渡り鳥の飛来状況や野鳥の生息状況の調査及び異常の監視を行うため、鳥類生息状況等調査を行う。渡り鳥が多く飛来するため池、河川、湾、養鶏農家付近の湖沼のほか、鳥類のねぐらがある地域や猛禽類の営巣地、野鳥の生息密度が特に高い地域などを監視強化重点箇所を表4及び別途定める重点箇所区分選定の考え方に沿って選定し、広域振興局及び京都林務事務所（以下「広域振興局等」という。）において、重点的に監視を行う。

（対応レベル1）

対応レベルが強化された場合に備えて、広域振興局等は、毎年予め監視強化重点箇所の位置や経路の確認、地元市町村等との情報交換を行うとともに、日常監視の範囲で地域住民や野鳥保護団体、緑の指導員（鳥獣保護員）などの協力を得て、野鳥の異常の有無についての情報収集に努める。

（対応レベル2及び3）

対応レベルが2及び3となった場合、広域振興局等は監視強化重点箇所を国内発生時は週1回、近隣国発生時等は必要に応じて巡視して衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）、その他野鳥の異常の有無などを調査し、その結果を鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめ、森林保全課に提出する。なお、監視強化重点箇所は、表4に示すとおり、国内発生時は第1次重点箇所を、府内もしくは近隣府県で発生時には第2次重点箇所を対象とする。

（野鳥監視重点区域）

野鳥監視重点区域（半径10km圏内）について野鳥の異常の監視を強化するため、広域振興局等は表4に示す第3次重点箇所の衰弱又は死亡野鳥の有無、飛来数（推定値）、その他野鳥の異常の有無などを調査し、鳥類生息状況等調査票（別記第1号様式）にとりまとめて森林保全課に提出する。

表4 監視強化重点箇所の区分

対応レベル	対応レベル2・3		野鳥監視重点区域 (発生地から10km圏内)
	国内・近隣国発生時等	府内・近隣府県発生時	
監視強化重点箇所	第1次重点箇所	第2次重点箇所	第3次重点箇所
	水鳥が100羽以上飛来する湖沼	水鳥が50羽以上飛来する湖沼	水鳥が飛来する湖沼
	リスク種1・2が集団飛来する湖沼	リスク種1・2・3が集団飛来する湖沼	鳥のねぐら・コロニー 猛禽類営巣地
	養鶏農家付近の湖沼	鳥のねぐら・コロニー 養鶏農家付近の湖沼	野鳥の生息密度が特に高い地域 養鶏農家付近の湖沼

※湖沼とは、ため池、ダム湖、河川、沼のほか、湾や内海なども含む

資料 5

各部局の役割分担について

京都府高病原性鳥インフルエンザ対策本部等設置要綱

○発生状況等に応じた体制を規定

組織	組織の長	対象	発生状況	発生地域
府警戒本部	副知事	家きん	府内への被害予測	隣接以外の複数府県
		死亡野鳥	確定	府内又は隣接府県
現地警戒本部	広域振興局長	家きん	府内への被害予測	隣接以外の複数府県
		死亡野鳥	確定	府内又は隣接府県
府対策本部	知事(知事の指定するもの)	家きん	発生	府内又は隣接府県
現地対策本部	広域振興局長			

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策マニュアル

○情報連絡体制を規定

- ・他府県の発生状況 → 危機管理調整会議等
- ・府内家きんでの段階別
 - ① 異常家きん通報 → 庁内関係者に連絡
 - ② 簡易検査 陽性 → 招集(待機)：緊急動員 公表：プレスリリース
 - ③ 遺伝子検査 陽性 → 招集(待機)：本格動員 公表：対策本部会議開催
- ・府内野鳥での段階別
 - ① 簡易検査 陽性 → 庁内関係者に連絡 公表：プレスリリース
 - ② 確定検査 陽性 → 庁内・現地局等に連絡 公表：プレスリリース

○発生状況等に応じた体制の役割を明記

- ・府警戒本部 → 情報の収集、広報、防疫資材の調達
- ・現地警戒本部 → 市町村との調整、家畜保健衛生所の支援
- ・府対策本部 → 防疫対策の総合調整、国との連絡、自衛隊への派遣要請
- ・現地対策本部 → 発生農場の防疫措置、市町村、団体等との連携

○動員計画 緊急動員200名、本格動員800名(自衛隊へは府職員数と同等数を派遣要請)

家きん対応

- 発生の予防、早期の発見・通報、初動防疫を強化
- 発生の予防及び発生時に備えた事前の準備
 - ・焼却処理を中心とした処理体制の確保
- 発生予察のための監視と指導
 - ・定点モニタリング 毎月 府内12農場
 - ・家きん飼養農場 千羽以上農場の定期巡回
 - ・自家用家きん飼養者 全ての飼養者の状況把握
- 異常家きん等の発見及び検査の実施
 - ・1日の家きんの死亡率急増通報
- 病性の判定
 - ・迅速な診断体制の確保(中丹家畜保健衛生所)
- 病性判定時の措置
- 発生農場における防疫措置
 - ・24時間体制、緊急動員200人、本格動員800人
- 通行の制限
- 移動制限区域及び搬出制限区域の設定(半径)
 - ・高病原性：移動制限(3km)、搬出制限(10km)
 - ・低病原性：移動制限(1km)、搬出制限(5km)
- 消毒ポイントの設置

野鳥対応

- 野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入を監視
 - ・家きんやヒトへの感染予防及び感染拡大防止
 - ・希少鳥類・個体群の保全及び生物多様性を保全
- 発生状況に応じた対応レベル
 - ・レベル1：通常時：日常監視
 - ・レベル2：国内単発：監視強化
 - ・レベル3：国内複数発生：監視強化
 - ・野鳥監視重点区域：発生地対応
- リスク種
 - ・1：ハクチョウ、ハヤブサなど18種
 - ・2：カイツブリ、マガモなど17種
 - ・3：カワウ、コサギなど
 - ・その他：1～3以外の鳥類全て
- 野鳥サーベイランス
 - 関係機関と連携、死亡野鳥等調査実施

京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部等設置要綱

○山城、南丹、中丹、丹後

広域振興局を中心に、地域の状況に応じた市町村、警察署等との連携による機動的な体制を規定

京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）に対する総合的な対策を関係部局の緊密な連携の下に講じるための京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部及び京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「対策本部等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置)

第2条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、関係部局の緊密な連携の下に、総合的な対策を迅速かつ的確に講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(対策本部の組織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
2 本部長は、知事又は知事の指名する者をもって充てる。
3 副本部長は、副知事をもって充てる。
4 本部員は、別表に掲げる職にある者及び広域振興局長をもって充てる。

(本部長の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を総理する。
2 本部長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位に基づき、その職務を代理する。

(対策本部会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が必要と認めたときに、本部長が招集する。
2 本部長が必要と認めたときは、対策本部以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第6条 対策本部は、高病原性鳥インフルエンザ等に関し、次の事項に掲げる事項について審議し、総合的な対策を決定するものとする。
(1) 指揮命令系統の確立に関すること。
(2) 感染拡大防止、広報啓発等の企画・調整に関すること。
(3) 国、他府県及び市町村との連絡調整に関すること。
(4) 関係情報の総合収集・分析に関すること。
(5) 現地対策本部との連絡調整に関すること。
(6) その他重要な高病原性鳥インフルエンザ等対策に関すること。

(専門家会議の設置)

第7条 本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等対策に関する技術的事項を検討するため、専門的知識を有する学識経験者等で構成する専門家会議を置くことができる。

2 専門家会議を構成する学識経験者等は、本部長が委嘱する。

(現地対策本部)

第8条 府内又は隣接府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、発生地と対策本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を設置する。

2 現地対策本部は、現地対策本部長及び現地対策本部員をもって構成する。

3 現地対策本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地対策本部員は、地域の実情に応じ、現地対策本部長が決定する。

(警戒本部)

第9条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、情報の収集・集約、養鶏農家等への防疫対策等の厳重な警戒体制を講じるため、京都府高病原性鳥インフルエンザ等警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

2 警戒本部は、警戒本部長及び警戒本部員をもって構成する。

3 警戒本部長は、副知事をもって充てる。

4 警戒本部員は、警戒本部長が本部員となるべき者のうちから指名する者及び広域振興局長をもって充てる。

(現地警戒本部)

第10条 隣接府県以外の複数都道府県において家きんに高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、府内への被害が予測されるとき又は府内・隣接府県において野鳥の確定検査で高病原性鳥インフルエンザ等と確定したときは、警戒本部との連絡調整及び機動的な対応を講じるため、京都府広域振興局に京都府高病原性鳥インフルエンザ等現地警戒本部（以下「現地警戒本部」という。）を設置する。

2 現地警戒本部は、現地警戒本部長及び現地警戒本部員をもって構成する。

3 現地警戒本部長は、京都府広域振興局長をもって充てる。

4 現地警戒本部員は、地域の実情に応じ、現地警戒本部長が決定する。

(庶務)

第11条 対策本部及び警戒本部の庶務は、防災・原子力安全課及び農政課において処理する。

2 現地対策本部及び現地警戒本部の庶務は、京都府広域振興局において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、対策本部等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この要綱は、平成17年1月24日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年2月23日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年4月27日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年4月21日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

危機管理監
知事室長
職員長
会計管理者
総務部長
政策企画部長
府民生活部長
文化スポーツ部長
環境部長
健康福祉部長
商工労働観光部長
農林水産部長
建設交通部長
防災監
議会事務局長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
労働委員会事務局長
教育委員会教育長
警察本部長

京都府対策本部

京都府対策本部の事務分掌

部 名	主な事務分掌
<p>危機管理監 防災監 農林水産部副部長</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災課 ・防災消防企画課 ・災害対策課 ・農政課 ・各部局危機管理担当職員 	<p>①府対策本部の運営に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 <p>②対策全般の総合調整に関すること</p> <p>③国・市町村との連絡調整に関すること</p> <p>④情報・データの一元管理に関すること</p> <p>⑤定時記者発表等広報に関すること</p> <p>⑥府民相談窓口の運営に関すること (府民生活部と共管)</p> <p>⑦広域振興局との調整に関すること</p>
<p>農林水産部</p>	<p>①防疫（家きん、野鳥等）対策に関すること</p> <p>②府対策本部との調整に関すること</p> <p>③家畜保健衛生所との調整に関すること</p> <p>④農林水産省・環境省との連携・調整に関すること</p> <p>⑤京都府高病原性鳥インフルエンザ専門家会議の運営に関すること</p> <p>⑥防疫資材の確保に関すること</p> <p>⑦風評被害対策に関すること</p>
<p>知事直轄組織 (知事室長G) (会計管理者G) (職員長G)</p>	<p>①報道機関との調整等に関すること</p> <p>②緊急支出の審査・支払に関すること</p> <p>③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関する こと</p>
<p>総務部</p>	<p>①緊急予算編成、要望等に関すること</p> <p>②焼・埋却地の選定等に関すること（市町村との調整）</p> <p>③防疫資材の確保に関すること（農林水産部と共管）</p>
<p>政策企画部</p>	<p>①防疫活動の支援に関すること</p>
<p>府民生活部</p>	<p>①府民相談窓口の運営に関すること (本部事務局と共管)</p> <p>②防疫活動の支援に関すること</p>
<p>文化スポーツ部</p>	<p>①私立学校及び府立の大学との情報連絡等に関すること</p>
<p>環境部</p>	<p>①埋却地周辺に係る水質等環境検査、環境省との連絡調整に関すること</p>

部 名	主な事務分掌
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関する事 ②食鳥処理施設等に関する事 ③動物取扱業に関する事 ④愛玩鳥に関する事 ⑤保育園、介護施設等に関する事 ⑥防疫活動の支援に関する事
商工労働観光部	①特別経営相談に関する事 ②観光対策に関する事
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関する事 ②消毒資機材等の輸送調整に関する事 ③建設業協会等との調整に関する事
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関する事（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関する事
府警本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関する事 ②治安の維持、防犯対策に関する事
議会事務局	①府議会議員との情報連絡等に関する事
現地対策本部 (広域振興局)	①現地対策本部の運営に関する事 ②市町村等との連絡調整に関する事 ③焼・埋却地に関する地元調整に関する事 ④消毒ポイントの現地運営に関する事 ⑤家畜保健衛生所の支援に関する事 ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関する事（現地のテント、簡易トイレ等）

高病原性鳥インフルエンザ等初動マニュアル
(対策マニュアルのうち、家きんでの初動情報伝達分抜粋)

平成28年9月【改定】

1 異常家きん多数発生 of 通報 (第 1 報)

対策マニュアル P12 ~

(1) 発生現地家畜保健衛生所から連絡

現地家畜保健衛生所長から畜産課長の携帯メールに連絡(報告は下記の例文)

メール文例

件名：【鳥フル緊急】●●市(町村)の養鶏農場から異常家きん多数発生 of 通報あり。

本文：本日、午前(午後)●時●●分に●●市(町村)●●養鶏農場(採卵鶏●万羽規模)から異常家きんの通報あり。

(2) 連絡体制

ア 畜産課 → 庁内関係者、家畜保健衛生所

畜産課長から以下の関係者の携帯メールに第 1 報を連絡。(報告は下記の例文)

- ・ 農林水産部長
- ・ 農林水産部副部長
- ・ 農林水産部技監
- ・ 農政課長
- ・ 農政課参事
- ・ 農政課危機管理担当
- ・ 危機管理監
- ・ 防災監
- ・ 企画理事(地域構想推進担当)
- ・ 総務部長
- ・ 秘書課長
- ・ 秘書課参事
- ・ 給与厚生課長
- ・ 原子力防災課長
- ・ 原子力防災課担当課長
- ・ 健康福祉総務課長
- ・ 監理課長
- ・ 各家畜保健衛生所長
- ・ 農林水産技術センター畜産センター所長
- ・ 総務調整課長
- ・ 会計課長
- ・ 企画総務課長
- ・ 府民総務課長
- ・ 文化スポーツ総務課長
- ・ 環境総務課長
- ・ 産業労働総務課長

- ・ 議会事務局総務課長
- ・ 教育庁総務企画課長
- ・ 監査委員事務局次長
- ・ 人事委員会事務局次長
- ・ 労働委員会事務局次長
- ・ 府警本部警備部警備第1課(電話連絡)
- ・ 近畿農政局消費・安全部安全管理課

メール文例(第1報:通報事例発生報)

件名:

【鳥フル緊急】●●市(町村)の養鶏農場から異常家きん多数発生 of 通報あり(第1報)

本文:

農林水産部畜産課長●●から緊急連絡。本日、午前(午後)●時●●分に●●市(町村)内の養鶏農場から、鳥インフルエンザの疑いのある家きんが多数死亡しているとの通報を受け、●●家畜保健衛生所にて農場への立入検査及び簡易検査を直ちに実施し、その結果については後刻連絡する予定。午前(午後)●時●●分目途に府庁に参集するとともに、初動要員関係職員を同時に午前(午後)●時●●分目途に本庁へ招集し、各関係者へも連絡のこと。

本件については、広報発表までは取扱注意。

なお、内容確認後は了解の旨、農政課担当(e-mail:●●)まで返信願います。

イ 現地家畜保健衛生所→広域振興局等

現地を所管する(以下「現地」という)家畜保健衛生所長は、現地広域振興局、現地市町村へ連絡する。

(例)企画総務部総務室長及び農林商工部企画調整室長

※連絡は一次連絡先までを想定

ウ 農林水産部→二役等

農林水産部副部長(又は農林水産部長)から(ア)~(エ)に対して庁内メール等(時間外・夜間の場合は携帯メール)により連絡する。

(ア) 知事室長

(イ) 秘書課長

(ウ) 知事・副知事秘書

(エ) 広報課長

(3) 原子力防災課→自衛隊

原子力防災課から自衛隊へ PC メール (FAX 併用) 送信

(4) 初動要員の参集(各関係課長等 → 関係職員)

畜産課長から連絡を受けた各関係課長等は連絡表により下記の各所属職員に連絡するとともに、次の初動要員を本庁へ参集させる。

- ・ 農政課参事
 - 農林水産部幹部職員 (理事、課長、担当課長)
京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長
 - 各課、所から 2 号動員職員
- ・ 農政課危機管理担当
 - 農政課各副課長 (2 号動員)
- ・ 給与厚生課長
 - 給与厚生課副課長 (総務担当)
 - (職員動員に係る担当職員及び旧婦人相談所駐車場確保担当職員)
- ・ 健康福祉総務課長
 - 健康福祉総務課副課長 (企画調整担当)
 - 健康対策課長、生活衛生課長、薬務課長
- ・ 監理課長
 - 監理課副課長 (企画調整担当)
 - 建設交通部関係職員
- ・ 原子力防災課長
 - 原子力防災課関係職員
- ・ 畜産課長
 - 畜産課職員
- ・ 各家畜保健衛生所長
 - 各家畜保健衛生所関係職員
- ・ 総務調整課長
 - 府有資産活用課長
(府庁内駐車スペースの確保)

(5) 緊急動員班職員(防疫作業)の招集指示

- 職員長Gは、農林水産部と動員規模について協議の上(第1陣●●名：バス●台移動規模)で、庁内各部へ緊急動員班の職員動員について指示する。
(2陣目以降は追って連絡を指示。)
- 庁内各部は、職員長Gの指示により第1陣●●名の職員動員の招集を行う。
- 農林水産部は、緊急動員職員、緊急動員後方支援職員の動員招集を行う。
 - ・農政課参事から連絡
 - 部内各理事、課長、担当課長、京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長
 - 農政課緊急動員職員
 - 緊急動員後方支援職員
 - ・農林水産部各課長
 - 緊急動員職員及び緊急動員後方支援職員
 - ・京都林務事務所長
 - 緊急動員後方支援職員

メール文例

件名：

【鳥フル緊急】鳥インフル緊急動員参集

本文：

鳥インフル緊急動員後方支援職員は、午前(午後)●時に福利厚生センター4Fスポーツフロアに集合のこと

鳥インフル緊急動員職員は、午前(午後)●時●●分に福利厚生センター4Fスポーツフロアに集合のこと

(6) 府対策本部事務局の設置

- 原子力防災課は、府対策本部事務局を設置するため、次の職員に連絡をする。
 - ・原子力防災課職員
 - 非常時専任職員(1号)
 - 事務局担当職員(原子力防災課、防災消防企画課、災害対策課、農政課)

メール文例

件名：【鳥フル緊急】府対策本部事務局員参集

本文：

高病原性鳥インフルエンザ等対策本部事務局を設置する。参集すること。

2 簡易検査陽性時（第2報）

対策マニュアル P20 ～

(1) 発生現地家畜保健衛生所からの連絡

現地家畜保健衛生所長から畜産課長へ携帯メールに連絡(報告は下記の例文)

メール文例(第2報：疑い事例発生報)

件名：

【鳥フル緊急】高病原性鳥インフルエンザ等「疑い事例」の発生

本文：

●●市(町村)内の養鶏農場の異常家きんの簡易検査の結果は陽性と判明

(2) 連絡体制**ア 畜産課長 → 農政課長 → 庁内関係者等**

畜産課長又は畜産課職員は、以下の関係者の携帯メール等に第2報を連絡。(報告は下記の例文)

○畜産課から連絡

- ・農林水産部長
- ・農林水産部副部長
- ・農林水産部技監
- ・農政課長(*)
- ・農政課参事(*)
- ・農政課危機管理担当(2名)(*)
- ・農林水産省消費・安全局動物衛生課
- ・近畿農政局消費・安全部安全管理課

○農政課長から連絡(*畜産課長メールを転送対応)

- ・危機管理監
- ・防災監
- ・企画理事(地域構想推進担当)
- ・総務部長
- ・秘書課長
- ・秘書課参事
- ・給与厚生課長
- ・原子力防災課長
- ・原子力防災課担当課長
- ・健康福祉総務課長
- ・監理課長
- ・各家畜保健衛生所長(山城、南丹、中丹、丹後)
- ・農林水産技術センター畜産センター所長
- ・総務調整課長

- ・ 会計課長
- ・ 企画総務課長
- ・ 府民総務課長
- ・ 文化スポーツ総務課長
- ・ 環境総務課長
- ・ 産業労働総務課長
- ・ 議会事務局総務課長
- ・ 教育庁総務企画課長
- ・ 監査委員事務局次長
- ・ 人事委員会事務局次長
- ・ 労働委員会事務局次長

○ 農政課参事から連絡（* 畜産課長メールを転送対応）

- ・ 農林水産部幹部職員（理事、課長、担当課長、京都林務事務所長、京都乙訓農業改良普及センター所長）

○ 農政課危機管理担当から連絡

- ・ 府警本部警備部警備第 1 課（電話連絡）
- ・ 農政課各副課長（2 号動員）

メール文例（疑い事例発生報）

件名：【鳥フル緊急】高病原性鳥インフルエンザ等「疑い事例」の発生（第 2 報）

本文：

農林水産部畜産課長●●から緊急連絡。本日、午前(午後)●時●●分に●●市(町村)内の養鶏農場にて高病原性鳥インフルエンザ等を疑う事例が発生し、簡易検査の結果、陽性と判明。直ちに、府対策本部を設置する。

引き続き精密検査を実施し、その結果については後刻連絡する予定。

本件については、広報発表までは取扱注意。

なお、内容確認後は了解の旨、農政課担当(e-mail：●●)まで返信願います。

イ 家畜保健衛生所→広域振興局等

現地家畜保健衛生所長は、現地対策本部へ連絡する。

(例) 企画総務部総務室長及び農林商工部企画調整室長

※連絡は一次連絡先までを想定

ウ 農林水産部→二役等

農林水産部副部長（又は農林水産部長）から(ア)～(オ)に対して庁内メール等（時間外・夜間の場合は携帯メール）により連絡する。(イ)～(オ)は、その連絡を受けて、関係者へ連絡する。

(ア) 知事室長

(イ) 秘書課長 → 秘書課関係職員

- (ウ) 知事・副知事秘書 → 知事・副知事
- (エ) 広報課長 → 広報課関係職員
- (オ) 議会事務局長 → 府議会全議員

エ 関係機関等への連絡

畜産課及び農政課長から連絡を受けた以下の職員は、その連絡を受けて、関係者(機関)へ連絡を行う。

- ・ 農政課
 - 畜産関係団体
 - 近畿農政局消費・安全部安全管理課
 - 近隣府県
- ・ 給与厚生課長
 - 給与厚生課副課長(総務担当)
 - 職員長G関係職員(職員動員の対応)
- ・ 健康福祉総務課長
 - 健康福祉総務課副課長(企画調整担当)
 - 健康福祉部関係職員(防疫対応職員の健康管理対応)
- ・ 監理課長
 - 監理課副課長(企画調整担当)
 - 建設交通部関係職員(消毒ポイントの設置対応)
- ・ 総務調整課長
 - 府有資産活用課長(府庁内の駐車スペースの確保対応)
- ・ 畜産課
 - 政策法務課参事(公報発行)
- ・ 原子力防災課
 - 庁内各部
 - 自衛隊
 - 各広域振興局(現地所管局除く)
 - 管内市町村
 - 関西広域連合等関係機関
 - 府関係国会議員
 - 京都市(消防局・産業観光局)

3 府対策本部会議の開催

対策マニュアル P23

知事を本部長とする「府対策本部」を設置し、直ちに初回の府対策本部会議を開催する。

なお、府対策本部会議の開催に当たっては、原則、報道陣にすべて公開で行うこととし、その開催日時は、広報対応時に報道各社に連絡するものとする。

府対策本部 → 庁内各部(議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、府警本部含む)に会議招集を連絡

高病原性鳥インフルエンザ等対策本部会議を下記のとおり開催いたしますので、関係者の出席をお願いします。

- 1 日 時 ●●月●●日(●) 午前●時●●分から
- 2 場 所 福利厚生センター 災害対策本部(第1会議室)

※ 広域振興局はテレビ会議での参加をお願いします。